

新 入 生 各 位

工学部学生係

令和3年度新入生入構許可手続きについて

自動車による通学を希望する学生は、別紙1の「通学に用いる自動車の駐車場使用に関する許可基準」を参照のうえ、下記により申請を行ってください。

なお、申請の結果は、5月中旬以降に掲示でお知らせする予定です。

入構を許可された者については、学生証に入構許可の登録を行いますので、工学部学生係で手続きを行ってください。

登録には、駐車場整備費として **3,000 円** (金額は変更される場合があります) が必要です。

記

1. 提出書類
 - i **自動車入構許可申請書** (所定様式 (表))
 - ii **誓約書** (所定様式 (裏))
 - iii **自動車以外による通学が不可能である旨の申立書 (所定様式)**
(工学2類または機械知能工学科2～3年生で機械コース・宇宙コース (志望者含む) の学生は、所定の様式に指導教員の確認印を受けて提出してください。) 工学部学生係で配布します。
 - iv **自動車検査証 [写]** (A4版様式)
 - v **運転免許証**
 - vi **任意保険証書**
 - ※ 任意保険未加入者は申請できません。必ず原本を提示してください。
 - vii **保護者承諾書** (任意様式)
(任意様式で保護者の氏名、電話番号、住所を記入、押印したものを提出してください。申請時に20歳以上であれば必要ありません。)
 - viii **勤務 (先) 証明** (任意様式)
(大学院生で就業者のみ提出してください。)
2. 配布期間 **令和3年4月1日 (木) ～ 令和3年4月16日 (金)**
3. 提出期間 **令和3年4月12日 (月) ～ 令和3年4月16日 (金)**
(時間は配布期間、提出期間ともに 8時30分～17時00分)
4. 配布場所・提出場所 工学部 学生係

※ 新入生 (学部1年生・他大学からの進学者など) のみ申請できます。

在学生・学内進学者は上記期間中に申請できません。

※ 生命体工学研究科所属の学生は、原則として対象となりません。

※ 工学1類・建設社会工学科・専攻の学生については学科・専攻内の受付となります。

詳細は建設社会工学科の**高井俊和先生**にお問い合わせください。

通学に用いる自動車の駐車場使用に関する許可基準

第 1 通学に用いる自動車については、必要と認められるものに限り、駐車場の収容台数を考慮して許可するものとする。

第 2 次の各号に掲げる者については、特に必要と認め、優先的に許可するものとする。
ただし、戸畑区内居住者については、その対象から除くものとする。

- ① 身体障害者で必要と認められるもの
- ② 博士後期課程の学生
- ③ 大学院の社会人学生として入学したもの

第 3 駐車場の使用許可は、指定された数の範囲内において、次に掲げる事項を考慮して、各コースにおいて行うものとする。

- ① 修士論文の着手
- ② 卒業研究の着手
- ③ 通学時間

第 4 各コースにおける駐車許可の数については、1 月末日における申請者の状況により、決定するものとする。

付 記（略）